

●香川県告示第476号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成20年10月31日から同年11月21日まで一般の縦覧に供する。

平成20年10月31日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 宮尾高瀬線（221号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊市高瀬町新名字松下862番1地先から 三豊市高瀬町下勝間字加茂2349番1地先まで	7.0~47.0	40	平成13年香川県告示第631号で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成20年10月31日